

市政記者クラブ 様

住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課
担当 林、尾造（電話 972-2716）
（公財）名古屋まちづくり公社経営企画室
担当 中村、花村（電話 222-2314）

中川運河にぎわいゾーンの魅力向上に向けて、寄附金を活用した 中川運河再生ファンドの第1号となる助成事業者を決定しました！！

中川運河にぎわいゾーンで魅力的な水辺空間の形成等に資する民間の取り組みを支援する「中川運河再生ファンド」の第1号となる助成事業者を、（公財）名古屋まちづくり公社において決定しましたのでお知らせいたします。

1. 助成事業者の概要

〔事業者名〕 富士コーヒー株式会社

〔事業予定地〕 中川区広川町5丁目8 珈琲元年中川本店敷地内

〔主な事業内容〕

- ・誰もが利用できる、机、ベンチ等の**休憩施設**や階段等の**通路、安全柵**を整備
- ・当該施設は、店舗利用に関わらず**地域住民や運河への来訪者に開放**する他、地域の**イベント等の場**としても提供し、日常的に水辺で**憩い・にぎわい・交流**できる親水空間を形成

＜整備イメージ＞



＜ 現状 ＞



＜ 整備イメージ ＞

※安全柵前のプロムナードは今回整備する内容には含まれません。（現状は、名古屋港管理組合により護岸改良の工事中）

〔今後のスケジュール〕

- ・令和7年2月 整備工事着手
※名古屋港管理組合による護岸改良の工事進捗に併せて工事着手
- ・令和7年3月 整備完了、一般開放

2. 助成事業者決定等に係る主な経緯

- ・令和6年2月1日～3月末 中川運河再生ファンド民間まちづくり事業者の募集

＜(公財)名古屋まちづくり公社が実施＞

〔 助成対象経費の事業費又は1,000万円のうち、いずれか少ない額
を上限に助成 ※令和5年度全体で最大1,000万円 〕

- ・令和6年4月17日 外部有識者による審査委員会
- ・令和6年5月31日 助成事業者の決定
- ・令和6年7月31日 都市利便増進協定の認定

3. 中川運河再生ファンドの今後の展開

中川運河にぎわいゾーンにおける魅力的な水辺空間の形成に向けて、今回、決定した助成事業をリーディング事業として積極的に本制度の周知を行い、利用促進を図る。

当制度利用にあたっては、以下の通り相談窓口を設置。

〔相談窓口〕 月曜日～金曜日（祝日除く）10時～17時（12時～13時を除く）

〔場 所〕 (公財)名古屋まちづくり公社本社(NUP・フジサワビル5F)

総務部 経営企画室

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

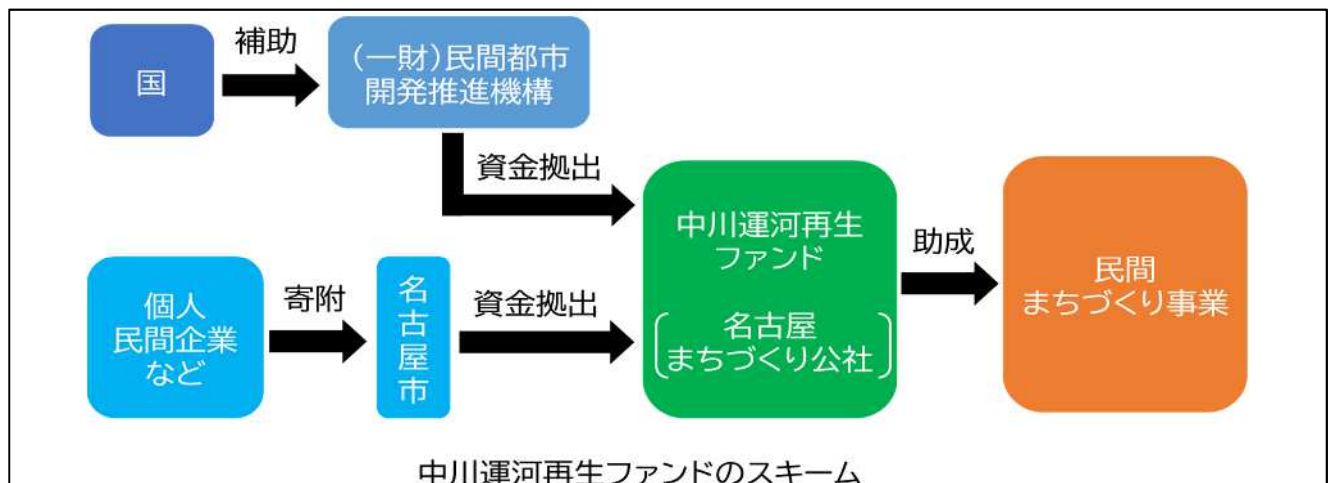
〔電 話〕 052-222-2314 〔E-mail〕 kikaku-jimu@nup.or.jp

※ZOOMによるウェブ相談も可能です。窓口へ予めご連絡ください。

4. 参考

(1) 中川運河再生ファンドの概要

国土交通省が令和4年度より実施している（一財）民間都市開発推進機構（以下、民都機構）のまちづくりファンドの仕組みを通じて助成を行う「まちづくりファンド支援事業（共助推進型）」の活用にあたり民都機構より選定を受け、中川運河再生に賛同する個人の方等からの寄附と併せて、令和5年2月に(公財)名古屋まちづくり公社に「中川運河再生ファンド」を設立し、「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成に寄与する民間まちづくり事業の募集及び助成を実施。



(2) 民間まちづくり事業の募集概要

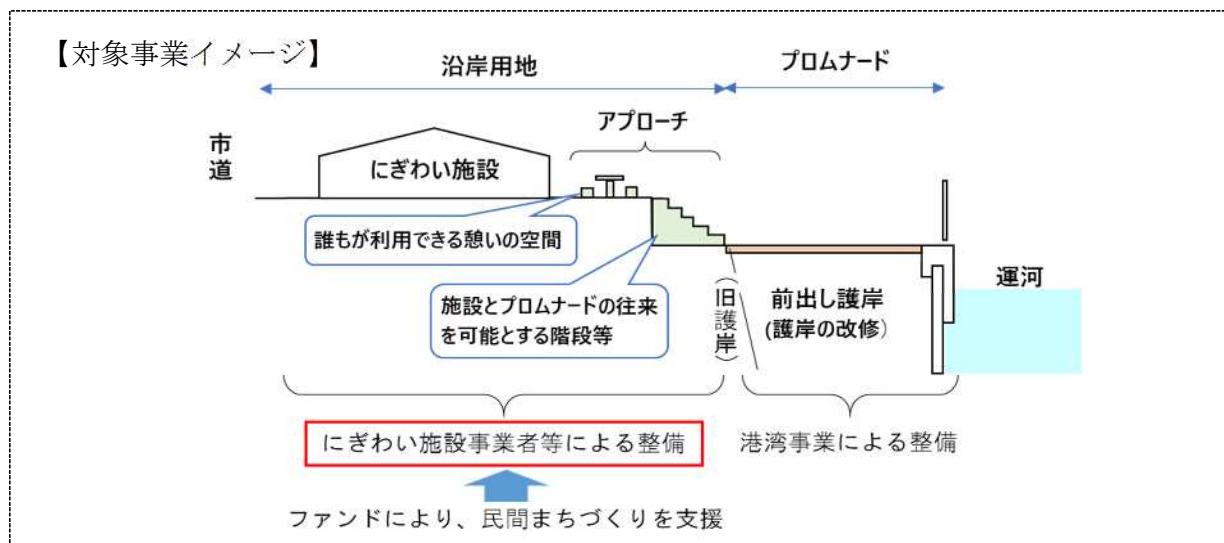
① 対象区域

中川運河にぎわいゾーン地区内のまちなかウォークアブル区域(水面を含む)

② 対象事業

中川運河の再生に資する都市利便増進協定等に基づく、以下に掲げる事業（当該事業と一体となるソフト事業を含む）

- ・「にぎわいゾーン」の景観や施設の整備による居心地の良さの向上に資する事業
- ・水面、沿岸等を活用したにぎわいを創出する事業
- ・その他、「にぎわいゾーン」の魅力向上に資する事業



③ 応募できる方

- ・対象区域内の土地所有者若しくは借地権等を有する者又は建物所有者
- ・上記の者の承認を得て土地所有者等の土地又は建物を活用する者